

第三次佐久市環境基本計画策定支援業務
企画提案者審査委員会設置要領

(設置)

第1条 第三次佐久市環境基本計画策定支援業務について、事業の円滑な推進を図り公正かつ適正な審査及び評価を行うため、第三次佐久市環境基本計画策定支援業務企画提案者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領の承認に関する事
- (2) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関する事
- (3) その他必要な事項に関する事

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、佐久市_____をもって充て、副委員長は、佐久市_____をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職員で組織する。

- (1) 佐久市 _____ (委員長)
- (2) 佐久市 _____ (副委員長)
- (3) 佐久市 _____
- (4) 佐久市 _____
- (5) 佐久市 _____
- (6) 佐久市 _____

(任期)

第4条 委員の任期は、受託者決定日までとする。

(委員長等)

第5条 委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、環境部環境政策課が行う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月22日から施行する。